

広島県公告第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画、本郷都市計画、河内都市計画及び東広島都市計画下水道事業沼田川流域下水道

二 施行者の名称

広島県（東部建設事務所三原支所）

三 事務所の所在地

三原市円一町二丁目四番一号

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし